

第16回臨時委員会会議録

- 教 育 長) 開会宣言
- 教 育 長) 会議成立の宣言
- 教 育 長) 会議録署名委員の指名（松本委員）
- 教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第22号議案「芦屋市文化財保護審議会への諮問について」を議題とします。提案説明を求めます。
- 生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉
- 文化財係長) 〈議案資料に基づき概略説明〉
- 教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
- 木 村 委 員) 教育委員会で調査等を行っているのに、なぜ芦屋市指定文化財指定申請書は、芦屋市長から教育委員会に申請書が出てきているのですか。
- 文化財係長) この出土品の最終的な所有権は芦屋市にありますので、形式的に芦屋市長から教育委員会に申請書を出しております。
- 木 村 委 員) 出土品の所有権は、出土した土地の所有者の方や事業をされている方が放棄するのですか。
- 文化財係長) 法的な考え方になりますが、初めに出土したときの埋蔵文化財は、遺失物として扱われます。土地はその方の所有権ですが、その地下にあるものはその方の所有物ではないので、その出土品は、所有者が存在しないということになるので、遺失物となります。ですので、遺失物法に基づく書類を警察署に提出します。そして、6か月経過すると警察から兵庫県教育委員会に、このような届出があるが、届け出者が存在しないので兵庫

県にその遺失物を移管します。そこで初めて、兵庫県でこの遺失物を埋蔵文化財という認定を行います。その後、その出土品が兵庫県から芦屋市に文化財として認定し、通知されます。それを受けた芦屋市は、県に市でしっかりと保管するので所有権を市に譲与してほしいという譲与申請を行うことで、最終的に芦屋市が出土品の所有権をもち、保管することができます。

木村委員) よくわかりました。

教育長) 丁寧な説明で、所有権がどこに帰属するのか、わかりました。

浅井委員) 文化財の指定を申請する理由に、古代における芦屋地域の政治的かつ社会的位置づけと記載されていますが、以前にも高級役人が使ったのであろう、文字が書かれた食器のような大領(かみ)や少領(すけ)が出土されたと思います。今回の柄頭も出土されたことにより、芦屋の地域では朝廷とのつながりが深かったという考え方が進んでいくのですか。

文化財係長) そのとおりです。歴史を覆すなどという状態ではないですが、芦屋市域は古代、大和政権にとって重要な地域だったという考え方が、これまで積み重なってきています。その考え方を補強するような資料になっていきます。

浅井委員) 研究でもある程度明らかになっているところを裏づけていくということですか。

文化財係長) はい。

浅井委員) 今回の出土品は芦屋市の指定の文化財ということですが、今後、国または県の指定を受けるといったことはありますか。

文化財係長) 従来は、兵庫県の文化財指定ということもあり得たのかも

しませんが、近年は文化財の指定の考え方がすごく変わってきております。このような単品の出土品は、優秀なものでもなかなか指定の対象になりにくくなっています。どちらかという
と遺跡等を組み合わせて面的に複数のものがセットになることで、初めて県の指定などになりますので、現在の基準からしますと市指定文化財までと考えます。

しかし、この双龍環頭大刀柄頭は、全国でこれまでに発見されたのは80例ほどしかなく、兵庫県でもまだこれを含めて3例しか発見されておられません。単品で考えましても非常に貴重なものということになります。

教 育 長) 他に出土した2か所はどこですか。

文化財係長) 豊岡市と、龍野市から出土しています。

教 育 長) この出土品は市指定文化財になると、市民の皆さまに見ていただいたり、レプリカにして展示することはあるのですか。

文化財係長) 予定になりますが、12月27日に文化財保護審議会を開催し、これを諮問し、調査や審議を行います。今年度中には指定文化財にしていきたいと考えております。その他には、美術博物館で4月1日から特別展を予定しておりますので、芦屋市指定文化財として展示したいと考えております。

教 育 長) わかりました。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第 2 2 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言